

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」等の一部改正案並びに「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」の制定案について

平成25年9月
自動車局旅客課

I. 背景

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故により多数の死傷者が生じたことを受け、「バス事業のあり方検討会」において検討された結果を踏まえ、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定した。同プランにおいては、貸切バスの事業参入時の安全性チェックを強化する一環として、一般貸切旅客自動車運送事業（以下、「貸切バス事業」という。）の許可申請の際に必要な所要資金額や加入すべき損害賠償責任保険の限度額、また、許可申請時において実施している法令試験及び運輸開始時の運行管理者・運転者の雇用契約等の確認について、見直すこととされた。このため、以下のとおり関係通達等の改正及び制定を行う。

II. 改正及び制定概要

1. 貸切バス事業許可時等に実施する役員への法令試験の厳格化

貸切バス事業の新規許可時（当該事業の譲渡譲受において譲受人が新規事業者となる場合、また、当該事業の合併・分割後・相続において存続する事業者若しくは相続人が新規事業者となる場合を含む）に実施する法令試験について次のとおり厳格化を図る。

- ① 受験対象者を代表権を有する常勤役員に限定する。
- ② 不合格時の再試験は1回とし、再試験に不合格となった場合には許可申請は却下する。
- ③ 出題範囲に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸安全マネジメント」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を加える。
- ④ 法令試験の実施日を全国的に原則月1回の実施とする。
- ⑤ 法令試験の合格基準を90%以上に引き上げる。

2. 貸切バス事業許可において運行管理者及び運転者の雇用契約等の確認

貸切バス事業許可後の運輸開始届出時の確認対象として、運行管理者及び運転者の雇用契約が確認できる書面の添付を義務化し、運行管理等の体制が実際に整備されているかチェックすることとする。

3. 貸切バス事業許可申請時において必要となる所要資金額の確保に関する基準の引き上げ

貸切バス事業の安定的な経営を行う観点から、車両費並びに土地費及び建物費について、事業開始当初に必要なとされる資金確保の基準を2ヶ月分のローン支払金又はリース料から6ヶ月分に引き上げる。

4. 貸切バス事業者が加入すべき損害賠償責任保険・共済（任意保険・共済）の賠償限度額に関する基準の引き上げ

貸切バス事業者が事故発生時に確実な賠償を行い、被害者保護を図る観点から、

貸切バス事業者が旅客の生命等の損害を賠償するために締結すべき損害賠償責任
保険・共済の賠償限度額を対人8,000万円以上から対人無制限に引き上げる。

Ⅲ. 今後のスケジュール

(Ⅱ. 1. 2. 3について)

公 布：平成25年10月

施 行：平成25年10月

(Ⅱ. 4. について)

公 布：平成25年10月

施 行：平成25年12月